

「公害資料館」ネットワークの意義 —公害の時代から半世紀—

公益財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団） 研究員
林 美帆

林 美帆（はやしみほ）

公益財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団）研究員。博士（文学）。専門は日本近現代史。あおぞら財団の付属施設である西淀川・公害と環境資料館（エコミュージズ）の担当として、資料館の運営だけでなく、環境教育および公害教育を担当し、西淀川地域でのESDにも取り組む。

おもな著作 除本理史, 林美帆編著『西淀川公害の40年 維持可能な環境都市をめざして』（ミネルヴァ書房、2013）など



■公害の存在

林 皆さん、こんにちは。あおぞら財団の林と申します。本日、公害資料館のお話をさせて頂く機会を頂き非常に有難く思っています。先ほど、大矢野先生から「“公害”という言葉は死語になりつつある…」といったお話がありましたが、確かに「公害」と聞いてもピンとこない方が多く、特に若い世代の方々には歴史的な出来事として捉えられていると思います。

あおぞら財団は公益財団法人で市民のNPOという立ち位置で活動しています。私は大学院生の時から関わっているのもう16年になりますが、当初は私にとっても公害は遠い存在でした。しかし、知れば知るほど身近な事だと分かってきましたので、今日は皆さんの目からウロコが落とせたらと思っています。よろしくお願い致します。

■典型7公害と公害指定地域

「公害」と一言に言ってもいまいちイメージが掴めないと思いますので、まず1つ質問をさせて頂きアイスブレイクをしたいと思います。3～4人のグループに分かれ「典型7公害」を挙げてみてください。

皆さんから行き詰まった感じの声が聞こえてきますが、典型7公害は「大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭」になります。なかなか出てこないのが「振動」で、「国道43号線の公害訴訟」など自動車の通過によって起こる振動の公害が裁判で争われました。環境基本法では先の7つが典型公害とされていますが、これらに属さない公害も多々あり難しい所です。

続いてウォーミングアップ2として、日本の白地図をお配りしますので「公害指定地域」を選び地図に色を塗ってください。ヒントは「16都府県」ですが、教科書にも載っ

ていませんし、こういった形で考える事が少ないので結構難しい問題だと思います。

皆さんまた苦戦されているようです。皆さん「工業地帯がある地域」がヒントになります。正解は北から新潟・富山・千葉・東京・神奈川・静岡・愛知・三重・大阪・兵庫・岡山・島根・福岡・熊本・宮崎・鹿児島です。なかなか出てこないのが熊本水俣の隣の鹿児島ですね。また、砒素中毒の公害のあった宮崎と島根もあまり出てきません。沖縄は米軍基地があり普天間、嘉手納と騒音問題で言えばそう、広島や山口にも工業地帯があり栃木にも足尾銅山がありますのでこれらの地名もよく挙げられます。

■第一種、第二種公害指定地域

公害指定地域は10の第一種指定地域〔千葉・東京・神奈川・静岡・愛知・三重・大阪・兵庫・岡山・福岡〕と6の第二種指定地域〔新潟・富山・島根・熊本・宮崎・鹿児島〕に病気で分けられています。第一種は「大気汚染—非特異的疾患」で、大気汚染が酷い地域では多くの方が病気になるのですが、大気汚染がなくても一定の患者が出る喘息などが挙げられます。大気汚染が酷い場所では発症する人が多くいます。

皆さんが公害と聞いて思い浮かべるのは第二種の特異的疾患だと思いますが、水俣病やイタイイタイ病などは特定の物質の排出によって特殊な病気を発症した事が分かっていて、水俣病では有機水銀、イタイイタイ病はカドミウム、鉱山から排出された砒素が原因とされています。

地図で見ると太平洋ベルト地帯に大気汚染の地域が固まっています。また、東京都は19区と海よりの地域が指定地域になってい

て、千葉県は千葉市、神奈川県は川崎市と横浜市、静岡県は富士市です。新幹線から見えますが富士市周辺には煙突が多く、「富士山が綺麗!」と書いていても煙突が邪魔をしたりします。愛知県は名古屋市の南区と港区、そして東海市になります。三重県は四日市市、大阪府は大阪市全域に加え豊中市、吹田市、堺市、守口市、東大阪市、八尾市と自分が公害指定地域に住んでいる事をご存知ない方も多いと思います。兵庫県は尼崎市、神戸市も一部が指定地域です。

■全国各地にある公害資料館

あおぞら財団の機関誌『りべら』(No.132)のコピーをお配りしていますが、2枚目に全国にある公害資料館の資料を添付しています。全国にある15の公害資料館の情報を掲載しています。

資料館は形態が様々で、一括りにはできないほど多様です。皆さんが思い浮かべるのは市立や公立の資料館だと思いますが、水俣には水俣市立水俣資料館が、新潟には新潟県立環境と人間のふれあい—新潟水俣資料館が、また富山には富山県立イタイイタイ病資料館があります。四日市市では四日市市環境学習センター内に公害資料室が設けられていましたが、2014年3月新たに四日市公害と環境未来館がオープンしています。

さらに公害裁判が各地で行われている事もあり、「裁判終了後の資料をどうするのか」という問題があります。図書館に収蔵され公開されるパターンもあります。川崎の大気汚染の裁判資料が収蔵されている神奈川県立川崎図書館では公開されています。

あおぞら財団は西淀川・公害と環境資料館を運営していますが、その他民間の資料館で

有名なのは水俣病センター相思社 水俣病歴史考証館で、本コースの卒業生でもある坂西さんが以前勤務されていました。また、「館」はもっていませんがNPO（岡山、新潟、尼崎など）が公害を伝える活動をしていたりもします。さらにアーカイブズをもつ大学もあります。法政大学・大原社会問題研究所は環境アーカイブズがありスモン被害（悪急性・脊髄・視神経症）の資料を、立教大学・共生社会研究センターは宇井純公害問題資料や千葉川鉄公害訴訟の資料を、また、熊本学園大学・水俣学研究センターはチッソの労働組合の資料などを収蔵しています。このように資料館には様々な形態や特徴があります。

■公害教育の変化

「公害の時代から半世紀」とタイトルにもありますが、公害が酷かったのは50年も前の事で現在をご存知の方も少なく、公害教育は現代に至るまで様々な変化を経ています。

1960年代の公害教育は高校を中心に小・中学校の先生が積極的に地域の公害を調べ「何とかしなければ」と奮起し、住民に訴え、学校教育に活かし、反対運動に繋げる形で行われてきました。成功例とされているのが「沼津・三島の石油コンビナート反対運動」で、高校の先生方が中心となりアセスメントの事前調査を民間で行い、国のデータと照合して「酷い公害が起こる」ことを明らかにして、計画を撤回させました。この経験は公害教育のモデルとされています。

しかし反対運動が伴うと「体制に反対する人では？」「政治に子供たちを使おうとしている」といった批判が出ました。結果、志が高く、調査能力もあり、地域の人たちに訴える「力がある先生」に限られた形で終わって

しまいました。

1970年代になると、裁判の成果や法律の整備のおかげで、公害は目に見えて改善されました。先ほどお話した典型7公害が定められたのが環境基本法の前身である公害対策基本法（1967）によって規制され、環境が改善するにつれ「今、何とかしなければ」という公害教育の動きは小さくなっていきます。

しかし、1990年代には公害教育にとってエポックメイキングな出来事「裁判の和解」が起こります。

裁判と聞くと小学校5年生の教科書に載っていた四大公害裁判を思い浮かべる方が多いと思いますが、四大公害裁判は一次で、同じ内容で二次、三次、四次と裁判が続く事があります。一次の裁判での勝訴は社会により大きなインパクトを与えました。裁判で訴えた人だけが公害患者ではなく、同じ症状で悩んでいる人が全国にはたくさんいるわけですから、その後が続いて裁判を起こしました。水俣病の場合は認定の基準が途中で変更され、最初は認定された症状が、後に認められなくなり裁判は難航していきます。この水俣病の裁判も1990年代に和解が行われます。

大気汚染では四大公害裁判では四日市のみの裁判でしたが、四日市の裁判後に千葉市、大阪市西淀川区、川崎市、倉敷市、尼崎市、名古屋市南部、東京都の順で裁判が起これ、1990年代から和解が成立しています。

この和解がきっかけで原告の患者さんたちは「公害の経験を残したい」「次世代に伝えて欲しい」といった思いが強くなり、教育の視点から資料館が建てられていきました。

■スタンスが異なる公立資料館と民間資料館

資料館には民間と公立がありますが、民間

と公立では伝えたい内容が違い、対話が難しい現状がありました。

資料に「立場の違いは視点の違い」と書きましたが、公立の資料館は「差別の解消」を全面に出します。公害病が認定されると医療費の補助や生活費の補償などが受けられますが、制度への無理解から「国からお金をもらって!」といったやっかみが多くなったりもします。さらに原因が科学的に解明される前には、「祟りだ!」「あの家系は呪われている」と酷い事が言われていました。同じ物を食べていますから家族が発症する例も多く、「伝染病だ」といった誤解や「お金が欲しくてニセ患者になった」といったやっかみ、家を改修すれば「補償金で公害御殿を建てた」などとも言われました。また、「本当に病気なら仕事はできないはずだ。仕事ができるのはニセ患者だから」などの誹謗中傷も多々ありました。大気汚染の患者の場合、大抵夜に発作が起こり、水俣病のような震えなど目に見える症状が少なく、見た目は普通の人に見え、同じ空気を吸っていても発症しない人がいます。「怠け病だ」「お金が欲しくて認定されただけ」などと言われたり、結婚が難しくなったり、発症した人が離婚されたといった話もよくありました。就職に響く事もあり、手帳を返上する話もあります。こういった問題を解消するため、正しい情報を伝えるために公立資料館は活動を行っています。

一方、民間の資料館は「課題を伝え解決したい」という思いが根幹にあります。しかし、公立は課題よりも、最近では「未来志向」といった言葉を伴った展示が頻繁に行われ、「煌めく素晴らしい未来がある環境都市」とうたうだけで終わってしまい、課題について学ぶことは主流ではありません。

公害地域で汚染問題が終了したわけでは

ありません。大気汚染では新たにPM2.5による健康被害が懸念されています。自動車沿道の子供たちに被害が出たと結論が出された環境省の疫学調査もあります。現状を変えなければならぬのですが、それらの問題には公立の資料館は触れませんから「なぜ市や県は伝えない!」と公害反対運動を行っている人たちからは非難されます。しかし、公立の立場では課題や運動は伝えにくく、運動の意味や経過はともかく結果だけが記されるだけになります。

■民間資料館の問題点

しかし、「なぜ公立の資料館は伝えられないのか」という問題点についてあまり考えなかったのは民間の資料館の良くなかった点です。「公立の資料館って問題がありますよね…」で止まってしまう。

公害では行政は汚染発生源である自動車や工場の規制を担っており、また公害病の認定においても基準を行政が定めるためその運用においては行政が重要な役割を果たしています。行政にも立場があり意見があります。行政は「公平中立」だと無意識に思いこんでいると見過ごしてしまいがちです。

また大きな問題点として、公害の反対運動での主張は教育では使いにくい点が挙げら



れます。裁判への支援を得るために患者さんたちは自分たちの状況を懸命に伝えますが、例えば小学校で「国が悪い、企業が悪い」と言われると、先生たちは「公平性が保てない」と戸惑います。また、公害は政治と関連することも多いですから、教育の場面では使いにくいとも言われることが多々あります。

さらに公害教育では「患者さんの語り部」が中心ですが、運動の支持を求めるような語りもまた教育の場では拒否されるため、被害の話だけになっています。

■公害教育、その前に

あおぞら財団は「西淀川の大气汚染の経験を伝えて欲しい」という患者さんたちからの望みが形になって1996年にスタートしました。教材をつくり、教育現場での展開に挑みましたが、蓋を開けると「やりたい」と望む学校がほとんどありませんでした。また、資料館をつくりましたが利用者も来ません。施設運営には場所も人も物も要ります。困った末に、教育関係者にヒアリングを行った結果、「そもそも公害を知らないから教えられない」と目から鱗の答えが返ってきました。確かにその通りで、被害の話だけでは公害の全体像は掴めませんし、公害が改善されたのは患者さんの力だけでなく行政や企業が努力を重ねた結果です。しかし聞こえてくるのは被害の話だけ。なるほどと思いました。全国の公害の現状が分からない中、西淀川の公害だけを訴えても意味はない。西淀川の公害が全国的にどういった位置付けにあるのか、そもそも水俣病はどうなっているのか、イタイイタイ病はどうなっているのか、四日市は…。そんな何も分からない状態で「公害教育を」と言ってもそれは無理な話です。

このことが私たちが公害資料館の連携に取り組むことになったきっかけです。

■西淀川区の公害の現状

淀川の河口にある西淀川区は西に尼崎市、南にUSJがある此花区、東に梅田がある北区に囲まれています。大阪の中心街からも近く、JR大阪駅の次の塚本駅は西淀川区にあります。また、伊丹空港に向かう阪神高速池田線、神戸線、湾岸線も通っていて、国道2号、43号もある交通の要所です。湾岸部は発電所や製鉄所などがある工業地帯ですが、西淀川には大きな工場は少なく、中小企業の工場が大半を占めています。そこに大気汚染が溜まりやすいという気象条件が重なり、四日市よりも公害患者さんが多い地域になりました。西淀川の場合は、被害は分かっているものの、原因が立証できません。国道もたくさん通っているため車が原因なのは分かっていますが、裁判で原因を突き詰めるのはかなり困難でした。

■50年前の西淀川区

こちらは50年前の公害が全盛期だった頃の写真です。スモッグで何も見えませんが、空からスズメが落ちてきたそうです。金木犀も咲かなくなり昼間でもライトを点けなければ車は走れない、煙も色が付いている…。そんな状態でした。健康被害がまず出るのは高齢者と子供で、当時の保育園児のデータによると扁桃腺がよく腫れる35.5%、医者から「喘息にかかっている」と診断された事がある30.5%という数字が出ています。

大阪府の公害防止条例に従わない企業は

行政と一緒に反対運動をして移転させたり、工業団地が新設される際は「煙を出す企業は来るな」と阻止したり、公害特別対策地域をつくり規制したりと反対運動も非常に活発でした。また、大阪市が工場に立ち入り硫黄分が高い燃料を転換させたり、除去装置を設置させました。住民運動は行政を動かしてそれらの対策や補償制度をつくらせる役割を担っていました。これは先にあった四大公害裁判の原告勝訴の判決が社会に与えたインパクトが大きく、各地で「地域は変えられる」という希望を与えたため、その後、各地で公害患者の会が結成され、裁判が展開されていきました。

■公害健康被害補償法とは？

ここでキーになるのが1974年に施行された「公害健康被害補償法」です。ご存知の方は少ないと思いますが、これは非常に珍しい法律で、日本独自の世界に誇るべき「汚染者負担の原則」の法律です。

公害対策では発生源の対策にどうしても目がいきますが、「発生源の対策」と「被害者救済」という二本の柱があり、救済を担うのが公害健康被害補償法です。例えば大気汚染の場合、環境再生保全機構（独立行政法人）が汚染物質を出す全国の工場から汚染負荷量賦課金として広くお金を集め、自動車重量税と併せて患者の医療費と補償費に充てます。この制度が非常に有効で、企業にとって負担となる賦課金を減らそうと努力した結果、汚染も急激に減らす事ができた一石二鳥の制度になっています。しかし、昔はCSRという言葉すらなかったため、企業に責任を認めさせることはできず、態度が一向に改まらないという問題点がありました。今とは時

代が違うため、患者さんたちは裁判を起こす事になっていきました。

■工場から自動車へ、大気汚染の変化

1976年の時点では西淀川区の20人に1人が公害患者と、東京がまだ指定されていなかった事もあり、当時は国内最大の公害認定患者数を誇っていました。1988年の数字としては水俣病1,315人、イタイイタイ病17人に比べ大阪府の大気汚染患者数は20,262人と非常に多く、中でも西淀川区は市内で最も多い2,733人でした。現在の西淀川区の住民は約9万人ですが、西淀川には累計で患者が7,000人と、市内で最も認定患者が多かったのも西淀川区でした。1988年の数字をご紹介しますのは認定制度がこの年で新規の患者認定を打ち切ったために、この時点の公害患者の数字が一番多かったからです。

また、工場の排煙規制は非常に早く進みましたが、70年代は高速道路網が発達していなかった時代で、その後、都市公害の原因が自動車へと変わり、自動車公害が問題となっている中で、西淀川の公害裁判が始まりました。

原告数は、四日市公害裁判の原告9名に対して、西淀川公害裁判は総数726名と多く、裁判はとて難しいものでした。公害患者という事で働きたくても働けず医療費もかかります。そんなに豊かではない人が大半の裁判はとて大変で、その上訴訟の相手は関西電力や住友金属、神戸製鋼といった大企業です。大企業を、そして国を相手に裁判を闘わなければならないプレッシャーは相当なもので、さらに周囲からもいろいろと言われる中、裁判の支えになったのは公害反対運動でした。

裁判は21年も続く難しい闘いで、大阪府庁や環境庁座り込みをしたり、いろいろな場所で集会をしたり、難しい局面を乗り越えました。患者さんたちも顔を前に出して京都など各地域で集会を開き、130万人もの署名を集めました。署名が裁判所の小部屋を一つ占拠したと聞いています。「西淀川を勝たせなければ!」という世論の空気をつくり勝訴に繋げました。リオの環境サミットで患者さんたちが現状を訴える場面もありました。

■あおぞら財団設立の経緯

難しい裁判を闘う中で、西淀川の患者さんたちが偉かったのは、四日市の動向をずっと見ていた事でした。裁判後の四日市の空にモクモクと煙が上がり、中心部は寂れていく…。西淀川の患者さんたちは「このままではいけない」と地域再生を考えました。患者サイドから西淀川の「再生プラン」が提案され、これを受け入れる形で公害患者の勝利和解という決着を迎えます。「町づくりをしていこう」と1996年にあおぞら財団が設立されました。西淀川公害訴訟の和解金の一部が基金となっています。

■あおぞら財団が目指すもの

公害地域の再生といえば木を植えたり水を綺麗にしたりと物理的な事が言われますが、「単に自然環境面での再生・創造・保全にとどまらず」とあおぞら財団の設立趣旨書に記されています。さらに「住民の健康回復・増進、経済優先型の開発によって損なわれたコミュニティ機能の回復・育成、行政・企業・住民の信頼・協働関係（パートナーシップ）の再構築などによって実現する」とし、行政

と企業と住民の信頼・協働関係が崩れ公害が発生するため「これをつなぐ」というかなり難しい課題が課せられました。しかし、先述したように西淀川の公害を伝えようと懸命に活動するものの、なかなか広がりませんし伝わりません。

そこで「公害 一みんなで力を合わせて—大阪・西淀川地域の記録と証言」というタイトルで展示パネルを作成しました。「いろんな立場の人の話が聞きたい」との要望に応え「地元住民、患者、国と自治体、公害患者会、学校、医者、ジャーナリスト、地元企業、弁護士、学者」がそれぞれどういった立場でどういった活動をしたのかを所蔵資料と併せて展示し、「分かりやすくなった」と好評価を頂いています。Webサイト (<http://aozora.or.jp/nishiyodogawakougai/index.html>)でも紹介していますので、ぜひご覧になってください。

■スタディツアーの実現と功績

しかし、ここきて「皆さんが文字を読まない」という新たな大問題に直面しました。専門家や研究者の方々は読んでくださいますが、展示を観に来てくださっても文字は読まない…。では、どうしよう…という事で、現地に行きヒアリングをして頂く「スタディツアー」を計画しました。

当時は大学院生だった清水万由子先生も参加してくださいました。「公害の被害は、現在はどうなっているのか」を知るために、2009年に2泊3日の「公害の今を伝えるスタディツアー 2009 富山・イタイイタイ病の地を訪ねて」を実施。お医者さん、被害者運動をしていた方、富山県の方、農家の方、弁護士、富山市の職員さんらに参加して頂き、

企業の話聞くために神岡鉱業株式会社にも行きました。「私たちは反対運動ではありませんので、非難したりはしません。教育のために話を聞かせてください」と無理を承知で頼み込んだ結果、渋々ですが工場内に入れて頂き、お話を伺いました。参加者50人を4グループに分けてたのですが、どのグループも「被害者団体の顔に泥を塗ってはいけない」と、ものすごい緊張感に包まれる中、真剣にお話を伺い、質問をしました。

ヒアリングした内容から、「地域に提案するにはどうすれば良いのか」を夜な夜な考え眠れないまま翌朝を迎え、見た事、考えた事を現地の方々に提案しました。私たちの提案は「外からはこんなふうに見えるのか」と現地の人たちの気付きを引き出したそうです。スタディツアーは、現地の人間関係をも変える可能性を秘めている事も分かりました。参加者にとって公害学習が非常に興味深いということが分かったことも収穫でした。スタディツアーはこの他にも新潟、大阪でも行いました。こちらもwebサイト (<http://www.studytour.jp.org/>) でご紹介しているのでご覧頂きたいと思います。また、大気汚染の裁判に限ってですが、裁判記録を電子化し公開する作業を進めています。「記録で見る大気汚染と裁判 (<http://nihon-taikiosen.erca.go.jp/taiki/>)」もぜひご覧になってください。

■満を持して、公害資料館の連携がスタート

このように私たちが各地を回る事で信頼を得、環境教育促進法も制定され協働取組の加速化事業の公募が始まりました。新潟の資料館の館長から「うちは公立の資料館だから応募できないので、あおぞら財団が事務局となって申請して欲しい」とご連絡を頂き、

2013年に公害資料館のネットワークづくりがスタートしました。2013年に新潟、2014年に富山で連携フォーラムを実施、今年(2015)は四日市での開催を予定しています。(2016年は水俣でフォーラムを開催)

しかし、未だに「公害教育で何を教えるべきなのか」が議論されていないため公害教育はなかなか一般化されません。スタディツアーは「異なる立場の方々の話を聞き繋げる」という役目を果たし、ESD(持続可能な開発のための教育)という形で展開はしています。ステークホルダーとしての関係性は対立的です。しかし、その点を教育はつなぎ直す事ができることを経験してきました。公害資料館として共通のビジョンを持つ事ができれば「公立だから現状は話せない…」「民間だからできない」といった垣根を越え、みんなで同じ目標に向かい公害を伝えられる。点ではなく面として進め広げる事ができます。

私たちは西淀川でも地域の協働を進めています。公害資料館のネットワーク事務局も担っているため日々奔走していてかなり大変です。しかし、こういった活動のきっかけとなったスタディツアーで得た信頼、さらに公害資料の保存と整理を形にした「記録で見る大気汚染と裁判」で培った信頼が私たちにはあります。NPOはなかなか信頼して頂けず、怪しい団体とされてしまいがちですが、様々な下準備を積み重ねたからこそ、現在の活動ができています。行政は公平性が足枷となりますが、私たちは身軽に動けますし、民間と組めばやりたい事がやれるという利点があります。

一方、公立の資料館は教育委員会ではなく環境部局や保険関係の部局が管轄しているので、公害教育について何も知らない職員が配属されアタフタしてしまい、「今、担当し

ている資料館は何が問題なのか、どのように改善すれば良いのか」が分からない事も多々あります。被害者団体からは「ああしろ!!」、専門家からは「こうしろ!!」と言われ、かなり肩身の狭い思いをされてもいます。でも知恵は欲しいといった時、資料館のネットワークという話を持ち上がりました。もちろん私たちもネットワークを通じて他の公害について学びたいと考えています。

■ネットワークの成果

他の公害資料館の方々と初めて知り合い、他の公害を知り、他の地域の良い事例を知る事ができるなど、皆さんが有意義にネットワークを使い、「自分たちの地域はこれをやる!」と新たな展開もスタートしています。公立と民間の間も、顔見知りになった事で「一緒に頑張ろう」となり、お互いの資料館にチラシを置くようになるなど、随分と関係が好転しました。

さらに、企業の方々もフォーラムに参加され、一般に向けて「自社の環境対策」について話す機会を設ける事もできました。被害者からは「企業寄りだ」と言われ、企業からは「被害者寄りだ」と言われ、非常に立場が微妙だった資料館ですが、「どちらでもない」という立ち位置を改めて打ち出さなければ活動できないと考えています。

また、従来の公害教育からの転換点としては、公害資料館の連携と合意の上で「企業を非難するだけに留まらない」とし、「様々な立場の話が分かる資料館を目指す」という合意ができました。

■公開資料館、今後の課題

まず、公害の様々な立場を学び、悪者＝企業・行政というストーリーを踏襲しない事です。また、教育の対象を拡大し、如何にして学校教育で公害を取り上げて頂くか、さらに企業や行政側の方々が学ぶ可能性も考え対応できるメニューづくりを再考しなければと考えています。

次に、公害資料の保存・公開における共通のルールづくりです。民間の資料館は融通が利きますが、公立の資料館は情報公開法や公文書保管法などに縛られる事も多く、本来ならば公開は可能なのに問題を懸念し公開できない事も多くあります。先日のフォーラムの際に国立の水俣病研究センターの方が「公開基準の合意が取れば資料は出せるはずなので、基準を取って欲しい。それこそがネットワークの力です!」と言ってくださり、今、基準作成のための研究会の開催準備に取り掛かっています。

このように「公害資料館の理想図」を共有する事で公害教育は進められると考えています。公害資料館の基本的な機能としては「展示」「研修」「アーカイブス」があり、公害に関係する様々な立場（NPO・EPO・原因企業・教育委員会・被害者団体）との協働関係を築くこと。そして、町づくりに活かし活かされ、資料館の内容にも反映し利用者に公害教育を提供すること。さらに、ボランティアやファンをどんどん増やし、共に運営していく形の整備を公立、民間を問わず目指していきたいと思っています。

私たちは地元の方々に愛されるよう、仲間が増えるよう、持続可能な社会になるように

活動を続けたいと考えています。まだまだ未完成ですが、皆さんにも協力して頂ければ幸いです。ご静聴、ありがとうございました。

司会 ありがとうございました。

【質疑応答】

質問 公害ネットワークの構築はとても有意義だと思います。公害が生まれた理由、公害資料館ができた理由には各地の経済や文化、社会と深い関わりがあります。つまり産業型公害から50年以上が経ち社会が根本的な変化を遂げた現代に公害患者の声や当時の状況を伝える事はとても重要ですが、一方で今の若い方々にはなかなか理解できない事だとも思います。

また、「CSRとして産業型の公害は出さない」といった企業の姿勢が強くなっている昨今ですが、アスベストによる中皮腫、或いは大陸起源のPM2.5など蓄積性で長期間かかって発病する新たな公害が発生しています。過去の出来事を伝えていく事も大切ですが、新たな公害病と闘う方々と共にこれまでの経験を活かして連携する形を新たに見つけていく必要性を感じました。

私も中国をはじめとするアジアとの連携を行っていますが、政治的体制等もありなかなか難しいと思います。しかし、アジアのNGOも力量が上がっていますので、例えば現地の環境改善に向け日本の環境を伝えるだけでも意義があると思います。そういった方向性も考えてみられてはいかがですか？

林 ありがとうございます。社会の変化は踏まえるべきですし、私たちも今後の展開を模索していますのでアイデアを頂く事はとて



も嬉しく思います。

CSRがある時代とない時代ではすべてが異なりますが、では現在、CSRがしっかり行われているかと言えばそうでもありません。CSRの有無は公害においては特に大きな問題で、三井金属鉱業株式会社の神岡鉱業株式会社が公害地域の中では一番真摯に対策を行っていますが、対策は広く知られていません。「宣伝しても良いのか…」と思っただけで済むからです。新入社員を連れて資料館にもいらっしやっていますし、被害者の話にもきちんと耳を傾けておられます。資料館サイドはCSRレポートの存在も知りませんので、そういったツールがある事をきちんと知って頂き対話できる形をつくっていかねばと思っています。

もちろん他の企業も同様で、アスベストの弁護士は大気汚染の弁護士と共通しているので、情報は共有しながらやっています。今、福島のことを運動に繋げようとしています。公害に限らず市民として声を上げる事はとても大切です。患者さんが大切にしてきた思いは声にすべきですし、「声を出すのは当事者の“私”しかない」と社会にアプローチする姿勢を公害教育の中では大きな力として取り上げ、被害の話ではなく市民がどのように解決してきたかという住民の力を伝えていきたいと思っています。

中国では NPO と一緒にやっていますが、協力してくださるお医者さんが見つからず苦戦しています。公害病はお医者さんが協力的でなければ公害の被害が明らかにならないので、如何にしてお医者さんを見つけるかが課題です。現在は医療関係者を日本から連れて行き学習をしています。中国の NPO は

資金がありますから、紹介を依頼された際にコーディネートできるよう準備を進めています。

司会 ありがとうございます。

(2015年7月4日)

